

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県八幡平市大更第1地割238番地10
氏 名 株式会社北岩手衛生センター 代表取締役 釜田 昭彦



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

盛岡広域振興局長 石田 知子



許可の年月日 令和 元年10月10日

許可の有効年月日 令和 6年10月 9日

1. 事業の範囲

- (1) 産業廃棄物の種類
取扱う特別管理産業廃棄物
・感染性産業廃棄物
以下余白
- (2) 積替え・保管を含むもの
無
以下余白

2. 許可の条件

排出事業者から委託を受けて収集する感染性産業廃棄物を保冷車等で運搬し、当該排出事業者が指示する特別管理産業廃棄物処分業者の処理施設へ、原則収集した日のうちに運搬すること。
以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

令和 元年10月10日 当初許可
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白